

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科

博士論文審査報告書

論 文 題 目

| | |
|-----------------------|--|
| 原題名 Original Title | アジア太平洋地域における日米による FTA 情報通信ルール拡大の行動メカニズム |
| 英訳 In Japanese | Behavioral Mechanisms of the United States and Japan with Diffusion of ICT Provisions of FTAs in the Asia Pacific Region |

申 請 者

| 氏 名 Name | 姓 Last Name | Middle Name | 名 First Name |
|--------------------|---------------------|-------------|--------------|
| | 藤野 | | 克 |
| 学籍番号 Student ID | 4 0 1 4 S 0 1 5 - 1 | | |

2 0 1 7 年 6 月

I. 本論文の主旨

研究目的は、日本、米国が進めている個別的な FTA 交渉による情報通信関係のルールの拡大が、より広域のルール共有に向けて有効なのか、それとも広域のルール共有を阻害するのかの検証である。本論文では、2つの仮説を設定し、その検証を行っている。

第一の仮説は、日米両国が各々進めてきた個別的 FTA による情報通信ルールの拡大について、自国の国内ルールの国際スタンダード化を目指す「法的競争」の目的をもって進められてきた点、第二の仮説は、個別的 FTA の競争的拡大とその結果の「ルールの多様化」によって、現在の情報通信ルールの広域的拡大は阻害されない点である。

検証方法は、日本及び米国が個別的 FTA の拡大を始めるまでの経過をトレースし、その上で、次の 3 つの見地から分析を行った。第一に、日米各々の国内でどのようなルールが要望されていたかを交渉毎に確認した。第二に、日米の政府の方針を確認しつつ、実際の FTA 交渉担当者にインタビューを行い、日米政府の各々が FTA 交渉の目的をどこに置いてきたのかを探った。第三に、日米政府の各々がスタンダードセッティング、「法的競争」を追求しているかを検証した。その結果、日米の FTA 間の「ルールの多様化」が生じているか、日米各々が実際に締結した FTA を対比させて、確認した。

個別的 FTA 情報通信ルール規定の拡大が情報通信ルールの広域的協定を阻害していないことについては、次のように検証を行った。第一に、日米政府が「法的競争」の目的で交渉を行っているとして、ゲーム理論の考え方により、日米各政府が各々の交渉相手国との間で行った FTA 交渉をモデル化した。第二に、アジア太平洋地域における実際の日米各々の FTA 交渉の各々について、その経過をトレースし、各交渉における当事国の「提案ルールオプション」を先行交渉における実績から特定して、これと交渉結果である FTA 規定とを対比した。第三に、「提案ルールオプション」を持つ各国政府間の交渉として、日米の各 FTA 交渉が上記のモデルで説明可能かを検証し、ここで説明される日米の行動原理と交渉結果から、情報通信ルールの広域的協定を阻害していないという仮説が妥当かを検証した。

II. 本論文の構成と概要

本論文は、全 7 章からなり、その概要は、次のとおりである。

- 第一章 本研究の目的・対象、問題設定、検証方法
- 第二章 FTA 交渉における日米の行動原理
- 第三章 個別的 FTA 拡大の広域的ルール共有への影響—検証課題、検証方法—
- 第四章 日本の EPA 交渉のゲーム
- 第五章 米国の FTA 交渉のゲーム
- 第六章 TPP 協定交渉のゲーム
- 第七章 総括、結論と考察

第 1 章「本研究の目的・対象、問題設定、検証方法」では、目的および研究の対象の概念設定について説明した。即ち、本研究では、アジア太平洋地域の情報通信関係の通商協定交渉を対象とし、FTA におけるルール設定機能に着目する見地から、WTO プラスの規律的な情報通信ルールを設定する交渉を研究対象とした。また、問題設定と仮説を提示し、

その検証方法の概略を解説した。

第二章「FTA 交渉における日米の行動原理」では、FTA(EPA)交渉における日本政府の行動原理について分析した。筆者によるインタビュー結果では、EPA に盛り込むルールについて、自国のルール、政策との一貫性、国内法令での担保が最大の関心事となっていることが分かった。これらから、EPA による情報通信ルールの拡大について、「法的競争」の目的に即した行動を日本政府ではとってきたと結論づけた。米国の交渉担当者は、交渉が米国国内法と同様のルールを他国に求めるものであったことを認めており、自国のルールと同様のルールを FTA に盛り込むことが担当レベルでも意識されてきた。これらから、FTA による情報通信ルールの拡大について、「法的競争」の目的に即した行動を米国政府ではとってきたと結論づけた。

第三章「個別的 FTA 拡大の広域的ルール共有への影響—検証課題、検証方法—」では、ロバート・パットナムが提唱した 2 レベルゲームを通商交渉に応用したヘレン・ミルナーのモデルの考え方を踏襲し、「法的競争」を行動原理とする日本政府と米国政府の行動について、モデルを構築した。このモデルにおいて想定されるゲーム展開について論じ、合意が不成立の場合、合意が成立する場合の各々について、どういった条件の下にその交渉結果が導き出されることになるかの場合分けを行った。

第四章「日本の EPA 交渉のゲーム」では、アジア太平洋地域の日本の個別的 EPA 交渉 14 件の各々について、その経過と結果をトレースした。そして、各交渉に臨んで交渉当事国がどのような「提案ルールオプション」を持ち、交渉の結果、EPA に実際にどのようなルールが盛り込まれたかを検証し、先に構築したモデルにおいて説明が可能かを検証した。

第五章「米国の FTA 交渉のゲーム」では、米国が本格的に情報通信関係 WTO プラスに取り組んだ米星・米チリ両 FTA 交渉以後の個別的 FTA 交渉 11 件の各々について、その経過と結果をトレースした。そして、各交渉に臨んで交渉当事国がどのような「提案ルールオプション」を持ち、交渉の結果、FTA に実際にどのようなルールが盛り込まれたかを検証した。この結果締結される FTA は、締約当事国の既存の国内ルールとも矛盾しないのであるから、それら当事国がこれまで締結してきた先行の FTA とも矛盾しないとしている。

第六章「TPP 協定交渉のゲーム」では、12 か国による広域的 FTA 交渉であった TPP 協定交渉について、その経過と結果をトレースした。そして、各交渉に臨んで交渉当事国がどのような「提案ルールオプション」を持ち、米国によるルールの提案の結果、TPP 協定に実際にどのようなルールが盛り込まれたかを検証し、これらが、先に構築したモデルにおいて説明が可能かを検証した。そして、12 か国を締約国とする TPP 協定の早期発効が見込まれない現状では、この TPP 協定レベルのルール共有を確保するための次善策ではあるが、これら交渉による合意達成は、情報通信ルールに関しては、日本の現下の最善の政策目標となり得ると論じている。

第 7 章「総括、総論と考察」では、検証結果、成果、結論を述べている。検証結果は、次のとおり。その第一は、日米両国が各々進めてきた個別的 FTA による情報通信ルール拡

大は、各々の国内ルールの国際スタンダード化に向けた「法的競争」の目的で進められてきたもので、その結果、日米の FTA の相互間で「ルールの多様化」が生じているというものである。その第二は、「法的競争」とそれによる個別的 FTA における「ルールの多様化」が、広域的ルール共有の阻害要因となるとかねてから指摘されてきたのに対して、現在の情報通信ルールに関しては、多様化するルールの一方で、共通的に採用されてきたルールも多く存在し、そのために、日米が競争的に進めてきた個別的 FTA 拡大は、広域的なルールの共有を阻害しておらず、むしろ情報通信ルールの共有を推進してきた側面もあるというものである。各国政府の合理的な行動の結果として説明ができるとしている。

この検証結果から、筆者は、有効な情報通信ルールを各国に拡大し、共有していくためには、日本は広域的な FTA と共に、個別的な FTA の拡大も進めていくべきとした。

即ち、日米間のルールにおける最大の違いは、日本がアンバンドル規制を軸として、設備ベースのサービス提供者と非設備ベースのサービス提供者が同等に市場競争することを志向したルールを構築してきたのに対し、米国では、設備ベースのサービス提供者の投資インセンティブの維持をより重視してきた。この日本のルールのアプローチを海外諸国に求めていく上では、米国による個別的 FTA 拡大との競合も生じ得るのだから、我が国でも個別的・広域双方の通商交渉を駆使して、我が国のルールの採用を働きかけていく必要があると論じている。

III. 口述試験での質疑応答

本論文審査委員会は、申請者から提出された学位請求論文を査読し、2017年5月17日に2時間余にわたり口述試験を実施した。

ゲーム理論に関して、通商交渉の分析において本論文が依拠しているヘレン・ミルナーらの先行研究において採用している各アクターの効用関数の考え方の理論的意義、こういったゲーム理論の手法を用いたことの有用性などの質問がなされた。

指摘や質問に関して適切に回答が示され、修正すべき点については、最終提出までに適切に修正することとなった。審査委員会は修正意見について対する対応表とともに、修正が適切になされていることを確認した。

IV. 評価と審査結果

本論文では、TPP 協定交渉をはじめとして、これまで、通商交渉については、国内産業保護の文脈から、防御的な議論が多かったが、本論文は、対外的に働きかけていく意義の多い分野に焦点を当てて、通商交渉の積極的な局面に焦点を当てた。情報通信ルールの拡大を通じて、市場競争機会と消費者利益の確保が実現するような我が国の各国への対処についての提言を本論文は試みた。通商交渉についての分析・検証の成果は三点あげられる。第一に、非関税領域が拡大し、特にサービス分野のルールを巡る交渉が重要となっている。情報通信分野におけるルール交渉は、経済がグローバル化、情報化、デジタル化する中で

サービス市場自体の在り方を大きく規定するルールで交渉する。第二に、政策拡散理論のパーспекティブを上記のようにこれまで研究の対象としても手薄であった情報通信ルール交渉について応用し、日米両政府の情報通信ルール拡大における行動原理を、情報通信関係市場への参入を円滑にするためのルールの国際的な標準を争う法的競争にあるとして、初めて明らかにした。第三に、主に関税交渉について用いられてきたゲーム理論の手法を、本論文は、情報通信ルール交渉について初めて適用した。

上記三点は本論文の独創的な点であり、困難な研究を成し遂げた貴重な成果が盛られている。口述試験の内容を踏まえ、論文に関して慎重且つ総合的に審査を行った結果、博士学位請求論文としての水準を十分満たしているものと判断し、これを受理することに全委員が合意した。

2017年6月23日

博士論文審査委員会

| | | | |
|----|-------|---------------------|-------------|
| 主査 | 小尾敏夫 | 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 | 博士（国際情報通信学） |
| 副査 | 浦田秀次郎 | 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 | 博士（経済学） |
| 副査 | 三友仁志 | 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 | 博士（工学） |
| 副査 | 岩崎尚子 | 早稲田大学総合研究機構教授 | 博士（国際情報通信学） |

申請者名： 藤野克

博士論文審査委員会

主査 Chief Examiner：

氏名 Name: 小尾敏夫 (印)(Signature)

所属 Affiliation: アジア太平洋研究科

職位 Title: 教授

学位 Degree: 博士 (国際情報通信学) 取得大学 Conferred by: 早稲田大学

専門分野 Specialty: 情報通信政策

副査 Head Deputy Examiner:

氏名 Name: 浦田秀次郎 (印)(Signature)

所属 Affiliation: アジア太平洋研究科

職位 Title: 教授

学位 Degree: 博士 (経済学) 取得大学 Conferred by: スタン
フォード大学

専門分野 Specialty: 国際経済学

副査 Deputy Examiner:

氏名 Name: 三友仁志 (印)(Signature)

所属 Affiliation: アジア太平洋研究科

職位 Title: 教授

学位 Degree: 博士 (工学) 取得大学 Conferred by: 豊橋技術科学大学

専門分野 Specialty: 国際情報通信経済

副査 Deputy Examiner:

氏名 Name: 岩崎尚子 (印)(Signature)

所属 Affiliation: 総合研究機構

職位 Title: 研究院教授

学位 Degree: 博士 (国際情報通信学) 取得大学 Conferred by: 早稲田大学

専門分野 Specialty: 電子政府

2017年6月23日